# 関税法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

|  | である場合 (前号に該当する場合を除く。)                    |
|--|--|
|  | ―――――――――――――――――――――――――――――――――――――    |
|  | 定率法別表の号の区分ごとの指定 同表の号に所属する貨物に適用される基本      |
|  | る場合                                      |
|  | 、特恵税率及び協定税率の別をいう。次号において同じ。 ) ごとに同一の率であ   |
|  | において「協定税率」という。)が、その税率の種類の別(基本税率、暫定税率     |
|  | 定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率(以下この項     |
|  | 定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議     |
|  | の項において「特恵税率」という。)及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協     |
|  | 定税率」という。)、同法第八条の二第一項(特恵関税等)の関税の率(以下こ     |
|  | 十六号)第二条第一項及び第二項(暫定税率)の税率(以下この項において「暫     |
|  | の項において「基本税率」という。)、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三     |
|  | 項の区分ごとの指定 同表の項に所属する貨物に適用される同表の税率 (以下こ    |
|  | 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号。以下「定率法」という。)別表の      |
|  | とは、次の各号に掲げる指定の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。       |
|  | 2 令第四条の六第二項 (指定貨物の指定の方法)に規定する財務省令で定める場合  |
|  | 品目表の統計番号による区分ごとに行うものとする。                 |
|  | 品目表を定める等の件 (昭和六十二年大蔵省告示第九十四号) に規定する輸入統計  |
|  | 四条の六第一項(指定貨物の指定の方法)の指定は、輸出統計品目表及び輸入統計    |
|  | 第一条の二 関税法施行令 (昭和二十九年政令第百五十号。以下「令」という。) 第 |
|  | (指定貨物の指定の方法)                             |
|  |  |
| 関税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号) ( 第一条関係 )   | 関税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号)(第一条関係)          |
| 現行   | 改正案                                      |
| ) - A THE COLUMN TO A THE COLU |  |

### (関税関係帳簿書類の保存方法等)

第一条の三 」とあるのは「関税関係帳簿」と、同規則第三条第一項第三号、同規則第四条第三 応じた主要な記録項目 (以下この号において「記録項目」という。) 」とあるのは 関係帳簿」と、「取引年月日、 項」と、同規則第三条第一項第五号中「当該国税関係帳簿」とあるのは「当該関税 六条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一 項第一号並びに第五条第一項各号列記以外の部分及び第三号並びに第二項中「法第 び第三号、同規則第四条第一項第一号並びに第六条第一項第四号中「国税関係帳簿 第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿を けている国税関係帳簿」とあるのは「受けている関税関係帳簿 (関税法第七条の九 要件に」とあるのは「第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件に」と、「受 条第三項並びに第六条第一項中「法第四条第一項」とあるのは「関税法第七条の九 関係帳簿書類」と、同規則第三条第一項、第五項第一号口及び第三号、同規則第四 条第一項第二号及び第三号並びに第二項中「国税関係帳簿書類」とあるのは「関税 規則第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、同規則第五条並びに第六 する特例輸入者について準用する。この場合において、同規則第三条の見出し、 報に係る電磁的記録の保存)の規定は、法第七条の二第一項 (申告の特例)に規定 計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情 )並びに第六条から第八条まで(電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子 則という。 関する法律施行規則 (平成十年大蔵省令第四十三号。以下「電子帳簿保存法施行規 と、「日付け又は金額に係る記録項目」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸 いう。以下同じ。) 」と、同項第一号、第三号及び第四号、同条第五項第一号口及 第二項において準用する法第四条第一項」と、同規則第三条第一項中「次に掲げる よる保存等)、第五条第一項及び第二項 (電磁的記録による保存等の承認の申請等 による保存等)、第四条(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムに 入の許可の年月日」と、同条第二項中「第一号、第二号」とあるのは「第一号」と 「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に ) 第三条 (第一項第二号を除く。 勘定科目、 取引金額その他の国税関係帳簿の種類に ) (国税関係帳簿書類の電磁的記録 同

### (関税関係帳簿書類の保存方法等)

第一条の二 」という。)」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並 項第四号中「国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、同規則第三条第一項 機出力マイクロフィルムによる保存等)、第五条第一項及び第二項 (電磁的記録に 関する法律施行規則 (平成十年大蔵省令第四十三号。以下この条及び第八条におい 物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、同条第二項中「第一号、第二号 びに輸入の許可の年月日」と、「日付け又は金額に係る記録項目」とあるのは「貨 他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目 (以下この号において「記録項目 簿」とあるのは「当該関税関係帳簿」と、「取引年月日、 いて準用する法第六条第一項」と、同規則第三条第一項第五号中「当該国税関係帳 三号並びに第二項中「法第六条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項にお 第三号、同規則第四条第三項第一号並びに第五条第一項各号列記以外の部分及び第 号、同条第五項第一号口及び第三号、同規則第四条第一項第一号並びに第六条第一 いこととされている帳簿をいう。以下同じ。)」と、同項第一号、第三号及び第四 係帳簿(関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならな に掲げる要件に」と、「受けている国税関係帳簿」とあるのは「受けている関税関 三条第一項中「次に掲げる要件に」とあるのは「第一号及び第三号から第五号まで るのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第一項」と、同規則第 口及び第三号、同規則第四条第三項並びに第六条第一項中「法第四条第一項」とあ 簿書類」とあるのは「関税関係帳簿書類」と、同規則第三条第一項、第五項第一号 同規則第三条の見出し、同規則第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項 る準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存) の規定は、法第七条の二第 等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対す よる保存等の承認の申請等) 並びに第六条から第八条まで (電磁的記録による保存 関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第四条 ( 国税関係帳簿書類の電子計算 て「電子帳簿保存法施行規則」という。) 第三条 (第一項第二号を除く。 一項(申告の特例)に規定する特例輸入者について準用する。この場合において、 同規則第五条並びに第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項中「 国税関係帳 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に 勘定科目、 取引金額その )(国税

四条第二項」 、「法第四条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第 録項目でない国税関係帳簿にあっては、勘定科目を除く。 るのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第一項」と、「 受けて 取引年月日その他の日付け」」と、 るのは「財務大臣」と、同条第五項第五号中「同号イ中「、勘定科目」とあるのは の十二第四項」と、同規則第三条第五項第四号二及び第六項中「国税庁長官」とあ 一号並びに第八条第一項中「国税に関する法律」とあるのは「関税法施行令第四条 された金額」と、同条第五項第二号ロ 、同規則第四条第一項第五号及び第三項第 契約金額又は受取金額」とあるのは「金額の記載のあるこれらの書類で、その記載 約金額の記載のある契約書又は金銭若しくは有価証券の受取書で、その記載された 特例申告貨物の取引に関して、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書 四項、第五項各号列記以外の部分及び第五号並びに第六項中「法第四条第三項」 月日」と、「その他の日付け」とあるのは「取引年月日その他の日付け」と、「日 るのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年 り保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。 税関係帳簿の種類、 いる国税関係帳簿」とあるのは「受けている関税関係帳簿」と、同項第二号中「国 作成したこれらの書類」とあるのは「関税法施行令第四条の十二第一項に規定する 関係書類」とあるのは「関税関係書類」と、同規則第三条第三項第二号中「取引に 三項 あるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第三項」と、同条第 「「日付け」」とあるのは「「取引年月日その他の日付け」」と、同条第三項 付け又は金額」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、 「その他の日付け」」とあるのは「同号中「輸入の許可の年月日」とあるのは「 契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」と、「契 勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあ 以下同じ。 第五項及び第六項、同規則第四条第二項並びに第六条第一項第四号中「国税 相手から受け取った契約書、領収書その他これらに準ずる書類及び自己の )」とあるのは「関税関係書類 (関税法第七条の九第一項の規定によ Ļ 「 国税関係書類 ( 法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう 取引年月日その他の日付け及び勘定科目(勘定科目が主要な記 同規則第四条第一項中「法第五条第一項」とあ )」とあるのは「輸入の ) اکر ا と第

」とあるのは「第一号」と、「法第四条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第 | 二項において準用する法第四条第二項」と、「国税関係書類 ( 法第二条第二号に規 項中「法第四条第三項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法 その他の日付け」と、「日付け又は金額」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに 名称並びに輸入の許可の年月日」と、「その他の日付け」とあるのは「取引年月日 科目(勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあっては、勘定科目を除く 簿」と、同項第二号中「国税関係帳簿の種類、 五条第一項」と、「受けている国税関係帳簿」 中「法第五条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第 可の年月日」とあるのは「取引年月日その他の日付け」」と、同規則第四条第一項 六項中「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、同条第五項第五号中「同号イ中 のは「関税法施行令第四条の十二第四項」と、同規則第三条第五項第四号二及び第 第一項第五号及び第三項第一号並びに第八条第一項中「国税に関する法律」とある 受取書で、その記載された契約金額又は受取金額」とあるのは「金額の記載のある らに準ずる書類」と、「 契約金額の記載のある契約書又は金銭若しくは有価証券の 書、請求書、原産地証明書、契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これ 条の十二第一項に規定する特例申告貨物の取引に関して、相手から受け取った仕入 らに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類」とあるのは「関税法施行令第四 条第三項第二号中「取引に関して、 六条第一項第四号中「国税関係書類」とあるのは「関税関係書類」と、 第四条第三項」と、同条第三項、第五項及び第六項、同規則第四条第二項並びに第 け」」と、同条第三項、第四項、第五項各号列記以外の部分及び第五号並びに第六 輸入の許可の年月日」と、「「日付け」」とあるのは「「取引年月日その他の日付 じた主要な記録項目」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は う。以下同じ。)」と、「、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応 七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類をい 定する国税関係書類をいう。以下同じ。)」とあるのは「関税関係書類 (関税法第 これらの書類で、その記載された金額」と、同条第五項第二号ロ 、同規則第四条 勘定科目」とあるのは、「その他の日付け」」とあるのは「同号中「輸入の許 相手から受け取った契約書、 取引年月日その他の日付け及び勘定 とあるのは「受けている関税関係帳 領収書その他これ 同規則第三

第六条第一項ただし書」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法場所及び納税地等」とあるのは「保存場所」と、同規則第五条第一項第四号中「法 」と、「国税関係帳簿書類の保存」とあるのは「関税関係帳簿書類の保存」と、同 れか」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条各項のいず 認税関長」という。)」と、同項第三号及び第二項第三号中「法第四条各項のいず 条の九第二項において準用する法第八条第二項」と、同規則第六条第一項中「承認 項」と、同規則第五条第一項第五号中「法第八条第二項」とあるのは「関税法第七 七条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第一 第六条第一項ただし書」と、同規則第五条第一項第五号及び第六条第一項中「法第 るのは「関税関係帳簿書類に」と、同規則第五条第一項第二号及び第六条中「保存 準用する法第九条」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類に」とあ 号及び同規則第七条中「法第九条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において 第三項」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類の全部」とあるのは 法第五条第三項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条 及び勘定科目 ( 勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあっては、勘定科 準用する法第五条第二項」と、「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け 第四条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において 当該期間に相当する期間)」とあるのは「三年を経過する日までの間」と、同規則 存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者 ( 同条第五号に規定する納税者を 該国税の同条第八号に規定する法定納期限)後三年を経過する日までの間(当該保 る法定申告期限 (当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、 許可の年月日」と、同項第五号中「国税関係帳簿の」とあるのは「関税関係帳簿の 等」とあるのは「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長 ( 次項において「承 済国税関係帳簿書類」とあるのは「承認済関税関係帳簿書類」と、「 所轄税務署長 目を除く。)」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同条第三項及び第四項中「 いう。) でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における 「 関税関係帳簿書類 ( 関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。 以下同じ。 ) の全部 と、「当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法第二条第七号 (定義) に規定す 同条第二項中「法第七条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項 当

。)」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同項第五号中「国税関係帳簿の」 」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第八条第二項」と、 号中「法第四条各項のいずれか」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準 過する日までの間 (当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者 (同条 用する法第四条各項のいずれか」と、同条第二項中「法第七条第二項」とあるのは 税関長 (次項において「承認税関長」という。 書類」と、「所轄税務署長等」とあるのは「関税法第七条の二第一項の承認をした 規則第六条第一項中「承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「承認済関税関係帳簿 いて準用する法第七条第一項」と、同規則第五条第一項第五号中「法第八条第二項 及び第六条第一項中「法第七条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項にお 第二項において準用する法第六条第一項ただし書」と、同規則第五条第一項第五号 第五条第一項第四号中「法第六条第一項ただし書」とあるのは「関税法第七条の九 第二号及び第六条中「保存場所及び納税地等」とあるのは「保存場所」と、同規則 国税関係帳簿書類に」とあるのは「関税関係帳簿書類に」と、同規則第五条第一項 第七条の九第二項において準用する法第九条」と、同規則第四条第三項第一号中「 係帳簿書類の保存」と、同号及び同規則第七条中「法第九条」とあるのは「関税法 いう。以下同じ。) の全部」と、「国税関係帳簿書類の保存」とあるのは「関税関 簿書類の全部」とあるのは「関税関係帳簿書類 ( 関税関係帳簿又は関税関係書類を において準用する法第五条第三項」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳 同条第三項及び第四項中「法第五条第三項」とあるのは「関税法第七条の九第二項 係帳簿にあっては、勘定科目を除く。)」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、 取引年月日その他の日付け及び勘定科目(勘定科目が主要な記録項目でない国税関 第七条の九第二項において準用する法第五条第二項」と、「 国税関係帳簿の種類、 る日までの間」と、同規則第四条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「関税法 であるとした場合における当該期間に相当する期間)」とあるのは「三年を経過す 第五号に規定する納税者をいう。) でない場合には、当該保存義務者が当該納税者 税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限)後三年を経 条第七号 (定義) に規定する法定申告期限 (当該法定申告期限のない国税に係る国 あるのは「関税関係帳簿の」と、「当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法第二 )」と、同項第三号及び第二項第三 同

#### (書左)

の様式及び作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる書式に定めるところによる。第一条の四 法及び令の規定により作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるもの

(省略) (省略)

### (関税関係帳簿書類の保存方法等)

| 読み替える電子帳簿保存 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句     |
|-------------|-----------|-------------|
| 法施行規則の規定    |           |             |
| (省略)        | (省略)      | (省略)        |
| 第三条第一項、第五項第 | 法第四条第一項   | 関税法第九十四条第三項 |
| 一号口及び第三号、第四 |           | において準用する法第四 |
| 条第三項、第五条第三項 |           | 条第一項        |
| 並びに第六条第一項   |           |             |
|             |           |             |

おいて準用する法第十条ただし書」と読み替えるものとする。第二項及び第三項中「法第十条ただし書」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第十条」と、同条法第七条の九第二項において準用する法第六条」と、同規則第八条第一項中「法第等」とあるのは「承認税関長」と、同規則第七条中「法第六条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第二項」と、「所轄税務署長

#### 書た

の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる書式に定めるところによる。 うの規定により作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの様式及び作成第一条の三 法及び関税法施行令 (昭和二十九年政令第百五十号。以下「令」という

1 上 同 上

### (関税関係帳簿書類の保存方法等)

下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 並びに第六条第一項 | 条第三項、第五条第三項 | 一号口及び第三号、第四 | 第三条第一項、第五項第 | 同上 | 法施行規則の規定 | 読み替える電子帳簿保存 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|----|----------|-------------|
|           |             |             | 法第四条第一項     | 日上 |          | 読み替えられる字句   |
|           | 条第一項        | において準用する法第四 | 関税法第九十四条第二項 | 同上 |          | 読み替える字句     |

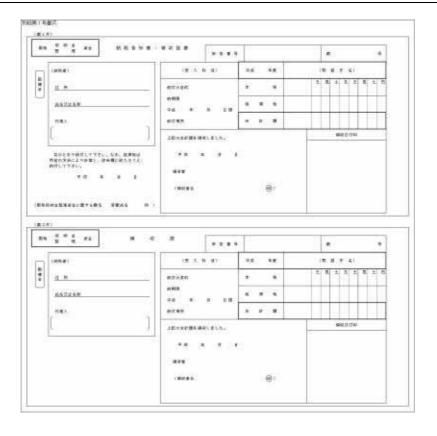
| 第三条第三項、第四項、 |     |             |            |             |   |             |    |             |             |             |   |             |             |              |             |               |      |             |             | 第三条第二項         | (省略) | に第二項 | 外の部分及び第三号並び | 第五条第一項各号列記以 | 四条第三項第一号並びに | 第三条第一項第三号、第 | (省略) |
|-------------|-----|-------------|------------|-------------|---|-------------|----|-------------|-------------|-------------|---|-------------|-------------|--------------|-------------|---------------|------|-------------|-------------|----------------|------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|
| 法第四条第三項     |     | 「日付け」       |            | 日付け又は金額     |   | その他の日付け     | 目  | 類に応じた主要な記録項 | の他の国税関係帳簿の種 | 、勘定科目、取引金額そ |   |             | °           | 係書類をいう。 以下同じ | 第二号に規定する国税関 | 国税関係書類 ( 法第二条 |      |             | 法第四条第二項     | 第一号、第二号        | (省略) |      |             |             |             | 法第六条第一項     | (省略) |
| 関税法第九十四条第三項 | 付け」 | 「取引年月日その他の日 | に輸入の許可の年月日 | 貨物の数量及び価格並び | け | 取引年月日その他の日付 | 月日 | 称並びに輸入の許可の年 | 格、仕出人の氏名又は名 | 貨物の品名、数量及び価 | ) | 書類をいう。以下同じ。 | らないこととされている | より保存をしなければな  | 九十四条第一項の規定に | 関税関係書類 (関税法第  | 条第二項 | において準用する法第四 | 関税法第九十四条第三項 | 第一号            | (省略) |      |             | 条第一項        | において準用する法第六 | 関税法第九十四条第三項 | (省略) |
|             |     |             |            |             |   |             |    |             |             |             |   |             |             |              |             |               |      |             |             |                |      |      |             |             |             |             |      |
|             |     |             |            |             |   |             |    |             |             |             |   |             |             |              |             |               |      |             |             |                |      |      |             |             |             |             |      |
| 第三条第三項、第四項、 |     |             |            |             |   |             |    |             |             |             |   |             |             |              |             |               |      |             |             | 第三条第二項         | 同上   | に第二項 | 外の部分及び第三号並び | 第五条第一項各号列記以 | 四条第三項第一号並びに | 第三条第一項第三号、第 | 日上   |
| 第           |     | 「日付け」       |            | 日付け又は金額     |   | その他の日付け     | 目  | 類に応じた主要な記録項 | の他の国税関係帳簿の種 | 、勘定科目、取引金額そ |   |             | °           | 係書類をいう。以下同じ  | 第二号に規定する国税関 | 国税関係書類(法第二条   |      |             | 法第四条第二項     | 第三条第二項 第一号、第二号 |      | に第二項 | 外の部分及び第三号並び | 第五条第一項各号列記以 | 四条第三項第一号並びに | 号           |      |

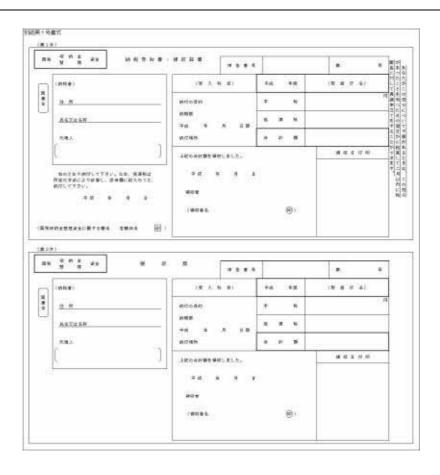
|   |             |             |      |      |             |             |            |             |             |              |             |             |      |             |             |      |             |      |             |             |      |           |             |             |      |   |             | —           |
|---|-------------|-------------|------|------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|------|-------------|-------------|------|-------------|------|-------------|-------------|------|-----------|-------------|-------------|------|---|-------------|-------------|
|   | 第七条         | 第四条第三項第一号及び | (省略) |      |             | 第四条第三項及び第四項 |            |             |             |              |             |             |      |             | 第四条第二項      | (省略) |             |      |             | 第四条第一項      | (省略) | 号及び第三項第一号 | 並びに第四条第一項第五 | 第三条第五項第二号口  | (省略) | 項 | 分及び第五号並びに第六 | 第五項各号列記以外の部 |
|   |             | 法第九条        | (省略) |      |             | 法第五条第三項     | 、勘定科目を除く。) | 国税関係帳簿にあっては | が主要な記録項目でない | 及び勘定科目 (勘定科目 | 引年月日その他の日付け | 国税関係帳簿の種類、取 |      |             | 法第五条第二項     | (省略) | 受けている国税関係帳簿 |      |             | 法第五条第一項     | (省略) |           |             | 国税に関する法律    | (省略) |   |             |             |
| 条 | において準用する法第九 | 関税法第九十四条第三項 | (省略) | 条第三項 | において準用する法第五 | 関税法第九十四条第三項 |            |             |             |              |             | 輸入の許可の年月日   | 条第二項 | において準用する法第五 | 関税法第九十四条第三項 | (省略) | 受けている関税関係帳簿 | 条第一項 | において準用する法第五 | 関税法第九十四条第三項 | (省略) |           | 第六項         | 関税法施行令第八十三条 | (省略) |   | 条第三項        | において準用する法第四 |
|   |             |             |      |      |             |             |            |             |             |              |             |             |      |             |             |      |             |      |             |             |      |           |             |             |      |   |             |             |
|   | 第七条         | 第四条第三項第一号及び | 同上   |      |             | 第四条第三項及び第四項 |            |             |             |              |             |             |      |             | 第四条第二項      | 同上   |             |      |             | 第四条第一項      | 同上   | 号及び第三項第一号 | 並びに第四条第一項第五 | 第三条第五項第二号口  | 同上   | 項 | 分及び第五号並びに第六 | 第五項各号列記以外の部 |
|   |             | 法第九条        | 同 上  |      |             | 法第五条第三項     | 、勘定科目を除く。) | 国税関係帳簿にあっては | が主要な記録項目でない | 及び勘定科目 (勘定科目 | 引年月日その他の日付け | 国税関係帳簿の種類、取 |      |             | 法第五条第二項     | 同 上  | 受けている国税関係帳簿 |      |             | 法第五条第一項     | 日上   |           |             | 国税に関する法律    | 同 上  |   |             |             |
| 条 | において準用する法第九 | 関税法第九十四条第二項 | 同上   | 条第三項 | において準用する法第五 | 関税法第九十四条第二項 |            |             |             |              |             | 輸入の許可の年月日   | 条第二項 | において準用する法第五 | 関税法第九十四条第二項 | 同上   | 受けている関税関係帳簿 | 条第一項 | において準用する法第五 | 関税法第九十四条第二項 | 日上   |           | 第四項         | 関税法施行令第八十三条 | 同上   |   | 条第三項        | において準用する法第四 |

|   |             | 第七条         |      |             | 第六条第二項             |          | 第二項第三号      | 第六条第一項第三号及び             | (省略) |         |      |             |             |      |             | 第五条第三項      |      |             | 第五条第一項第五号          |      | 第六条         | 第五条第一項第五号及び |          |             | 第五条第一項第四号   | (省略) |
|---|-------------|-------------|------|-------------|--------------------|----------|-------------|-------------------------|------|---------|------|-------------|-------------|------|-------------|-------------|------|-------------|--------------------|------|-------------|-------------|----------|-------------|-------------|------|
|   |             | 法第六条        |      |             | 法第七条第二項            |          |             | 法第四条各項のいずれか             | (省略) | 所轄外税務署長 |      |             | 法第七条第三項     |      |             | 法第六条第六項     |      |             | 法第八条第二項            |      |             | 法第七条第一項     |          |             | 法第六条第一項ただし書 | (省略) |
| 条 | において準用する法第六 | 関税法第九十四条第三項 | 条第二項 | において準用する法第七 | 関税法第九十四条第三項        | 条各項のいずれか | において準用する法第四 | 関税法第九十四条第三項             | (省略) | 所轄外税関長  | 条第三項 | において準用する法第七 | 関税法第九十四条第三項 | 条第六項 | において準用する法第六 | 関税法第九十四条第三項 | 条第二項 | において準用する法第八 | 関税法第九十四条第三項        | 条第一項 | において準用する法第七 | 関税法第九十四条第三項 | 条第一項ただし書 | において準用する法第六 | 関税法第九十四条第三項 | (省略) |
|   |             |             |      |             |                    |          |             |                         |      |         |      |             |             |      |             |             |      |             |                    |      |             |             |          |             |             |      |
|   |             |             | 1    |             |                    |          |             |                         |      |         |      |             |             |      |             |             |      |             |                    | 1    |             |             |          |             |             |      |
|   |             | 第七条         |      |             | 第六条第               |          | 第二項第1       | 第六条第                    | 同上   |         |      |             |             |      |             | 第五条第二       |      |             | 第五条第               |      | 第六条         | 第五条第        |          |             | 第五条第        | 同上   |
|   |             | 第七条         |      |             | 第六条第二項             |          | 第二項第三号      | 第六条第一項第三号及び             |      |         |      |             |             |      |             | 第五条第三項      |      |             | 第五条第一項第五号          |      | 第六条         | 第五条第一項第五号及び |          |             | 第五条第一項第四号   |      |
|   |             | 第七条         |      |             | 第六条第二項     法第七条第二項 |          | 第二項第三号      | 第六条第一項第三号及び 法第四条各項のいずれか |      | 所轄外税務署長 |      |             | 法第七条第三項     |      |             | 第五条第三項      |      |             | 第五条第一項第五号  法第八条第二項 |      | 第六条         |             |          |             |             |      |

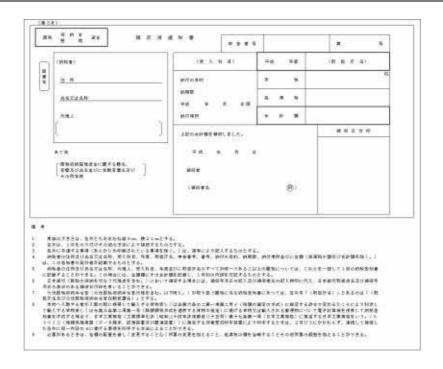
## (貨物を業として輸入する者についての規定の準用)

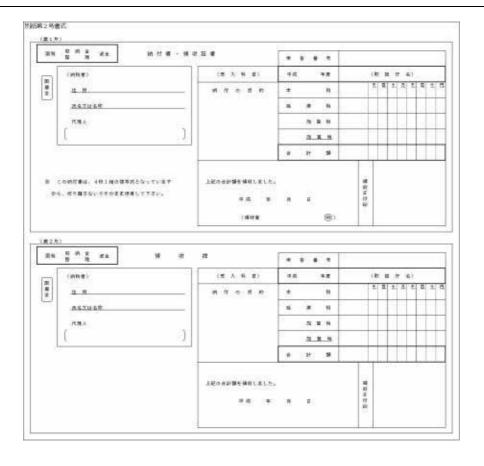
第九条 前条の規定は、法第九十四条第二項(帳簿の備付け等)に規定する貨物を業第九条 前条の規定は、法第九十四条第二項(帳簿の備付け等)に規定する貨物を業第九条 前条の規定は、法第九十四条第二項(帳簿の備付け等)に規定する貨物を業額のよ「関税法施行令第八十三条第六項」とあるのは「関税法第九十四条第二項において準用する同条第一項といて輸出する者について準用する。この場合において、前条の表中「関税法第九十四条第二項(帳簿の備付け等)に規定する貨物を業第九条 前条の規定は、法第九十四条第二項(帳簿の備付け等)に規定する貨物を業

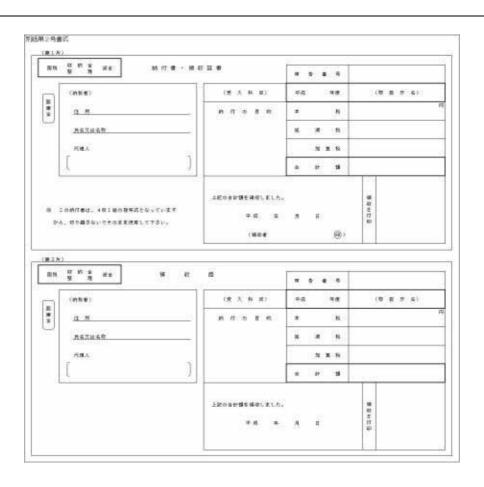


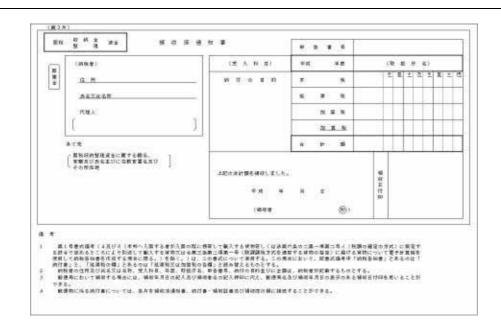


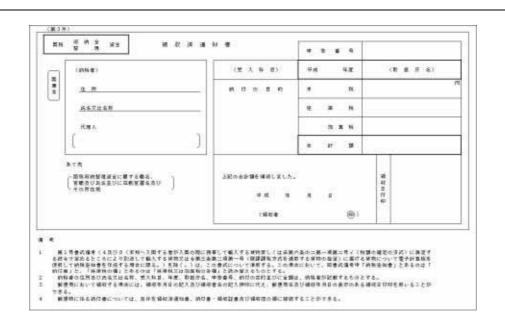


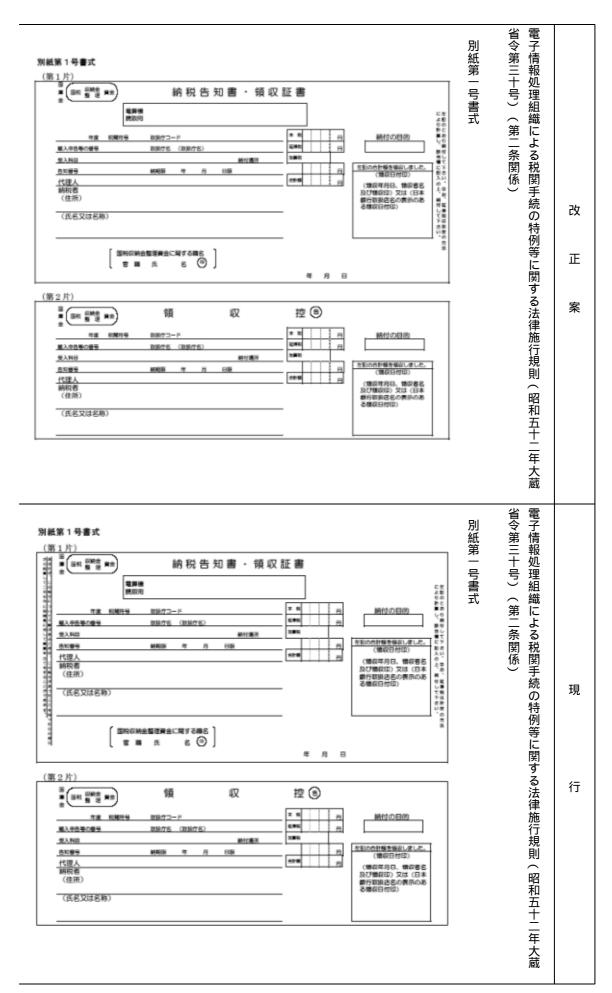


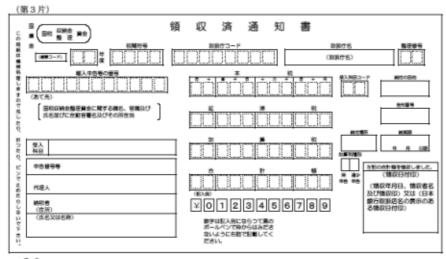




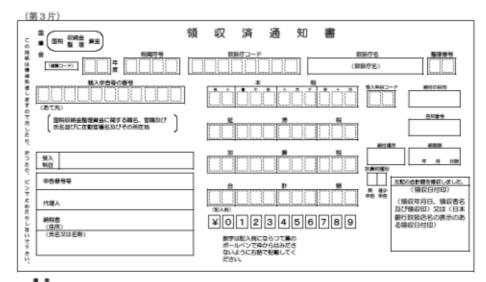






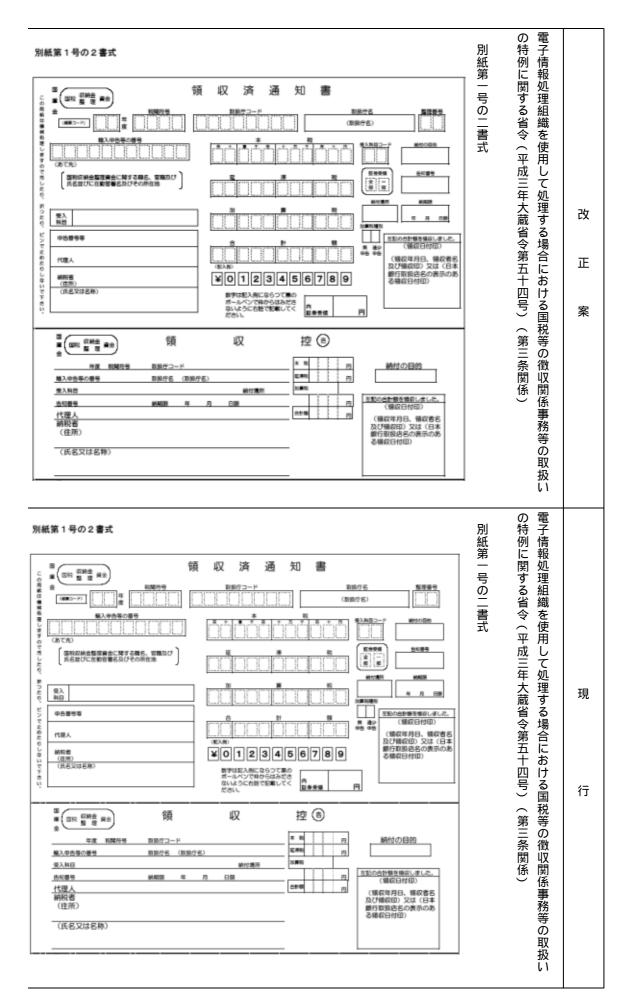


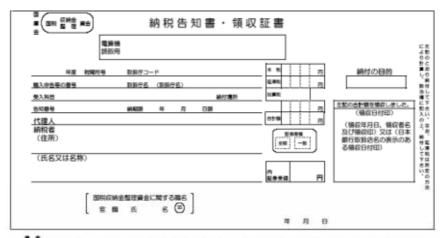
- 考 用紙の大きさは、各片ともおおむね縦9cm、横21cmとし、各片を傾収減通知書、値収控及び納税告知書・値収監書の順に 連続して接続するものとする。ただし、第1片及び第3片については、余白を含めて縦11cmとすることができる。 2 年度、輸入申告等の番号、取扱庁名、受入料目、納付場所、告知番号、納期限、納税者の住所及び氏名又は名称、金額 (延滞税の額及び合計額を除く。) 並びに納付の目的は、この告知書の発行者が配勤費するものとする。 3 分性国限収納命合官(分任国限収納命合官で大戸同じ。) が下同じ、。 が取りに係る納税告知書にあつては、各 片中「(取扱庁名)」とあるのは「(取扱庁名及び分任国税収納命令官在動官署名)」とする。 4 電子情報処理組織を使用して納税告知書を作成するとさは、取扱庁名の欄には、略称をもつて表示することができる。 電子情報処理組織を使用して納税告知書を作成するときは、原則として日本工業提覧と0012(情報処理用際(データ 媒体、影像装置及び順連装置))に模定する非測観式印字装置により印字するものとする。 5 必要があるときは、各種の配置を著しく変更することなく両要の調整を加えることができる。



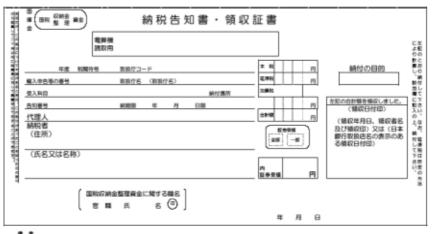
- 1 用紙の大きさは、各片ともおおむ和縦9cm、横21cmとし、各片を領収済通知書、領収整及び納税告知書・領収証書の順に連続して接続するものとする。ただし、第1片及び第3片については、余白を含めて縦11cmとすることができる。
  2 年度、輸入申告等の番号、取扱庁名、受入科目、納付場所、告知番号、納期限、納税者の住所及び氏名又は名称、金額(延滞税の額及び合計額を除く。)並びに納付の目的は、この告知書の発行者が記載するものとする。
  3 分年国投収納命令官(分任国税収納命令官代理を含む、以下同じ、)が取り規模等に係る納稅舎加書にあつては、各片中「(取扱庁名)」とあるのは「〈取扱庁名及び分任巡税収納命令官在動官署名〉」とする。
  4 電子情報処理組織を使用して新税告知書を作成するときは、取扱庁名の側には、略存をもつて表示することができる。
  電子情報処理組織を使用して新税告知書を作成するときは、取扱りとしてお工業規格Xのの12 (情報処理組織を使用して新税告知書を作成するときは、取扱庁名の12 (情報処理組織を使用して新税告知書を作成するときは、原規として日本工業規格Xの012 (情報処理用語(データ 媒体、配鐘装置及び関連装置))に規定する非衝撃式和学装置により和学するものとする。
  6 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく而更の調整を加えることができる。

- - 15 -





電子情報処理組織による税関手続の特例に関する法律施行規則(昭和52年大議省令第30号)別紙第1 分書式備考は、この書式について降用する。



\*\*電子情報処理組織による税関手統の特例に関する法律施行規則(昭和52年大議省令第30号)別紙第1 号書式偏考は、この書式について準用する。